証券コード：3138
平成28年３月10日

株　主　各　位

東京都渋谷区南平台町16-11アライブ南平台ビル８階
株式会社富士山マガジンサービス
代表取締役社長　西野　伸一郎

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご多用のこととは存じますが、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただいた上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、**平成28年３月24日（木曜日）午後６時30分までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時（受付時間：午前９時30分）

２．場　　所　東京都渋谷区桜木町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル地下2階　ボールルーム「昴」
※本株主総会において、ご出席の株主様へのお土産の配布は予定しておりません。何卒ご理解いただききますようお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項　第14期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が会社に提出されたときは、賛成の意思表示をされたものとして扱わせていただきます。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。なお、代理人は１名とさせていただきます。

(3) 上記にかかわらず、株主が法人である場合には、使用人を代理人とすることができます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。また、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集通知ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fujisan.co.jp/ir/info/library/meeting/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度に引き続き、円安や株価の上昇により、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移致しました。当社サービスの基盤となる、インターネット及びブロードバンド関連の環境につきましても、着実に増加しており、平成27年９月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,739万（前年同期比3.0％増）とインターネットを利用する機会が広く普及しております。また、スマートフォンやタブレット端末の利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約7,905万（前年同期比40.7％増）となるなど、インターネットを利用する環境は継続的な拡大基調にあります（出所：総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表資料）。一方、平成27年１月から12月の雑誌の販売状況は7,801億円と前年同期比で8.4％減少となりました。また、書店からの返品率は41.8％（前年比1.8ポイント増）となり、返品率はついに40％台に達しております。一方、電子雑誌市場についてはＮＴＴドコモの定額制雑誌読み放題サービス「ｄマガジン」の急拡大が寄与し125億円（前年比78.6％増）となりました（出所：出版月報2016年１月号）。

このような環境のなか、当社は、当事業年度においても、前事業年度に引き続き、各マーケティングチャネルの充実、ＳＥＯ対策やリテンション対策による雑誌購読者の定期購読者化、新規受注高の増加及び継続率の上昇による継続受注高増加のための各種施策を実施して参りました。さらに、ＷＥＢ経由以外で新規の雑誌定期購読者数を増やすために、出版社が管理する既存の定期購読顧客の管理を当社に移管し、当社が購読顧客の獲得、管理、配送までを一括で受ける「Fujisan VCS(Fujisan Value Chain Support)」の展開及び法人顧客開拓についても、引き続き注力して参りました。

更に定期購読サービスを魅力的にすべく、購読顧客獲得について、意欲的に当社と協業して推進して頂ける出版社と二人三脚で定期購読者の獲得を推進する「スペシャルパートナー戦略」（ロイヤルパートナー戦略から名称変更）についても、前事業年度に引き続き注力して参りました。具体的には、定期購読価格の割引、限定プレゼント企画、紙媒体の購読者向けに同内容のデジタル雑誌を提供するバンドルサービス等の施策を引き続き実施して参りました。

この結果、当事業年度において当社を定期購読の専属窓口とする雑誌数は678誌、

総登録ユーザー数（一般購読者及び法人購読者の合計数）は2,151,438名（第３四半期累計期間から66,093名増加）、そのうち課金期間が継続している継続課金ユーザー数（「Fujisan.co.jp」に登録しているユーザーのうち、当事業年度末時点で年間定期購読及び月額払い定期購読の申込みを継続しているユーザー並びに当月内に雑誌を購読したユーザーの合計数）は519,847名（第３四半期累計期間から16,493名増加）となりました。

また、スマートフォン、タブレット端末の普及に合わせ、今後、紙媒体に並ぶ媒体となることが期待されるデジタル雑誌の取り次ぎサービスの拡大についても、引き続き注力して参りました。

この結果、当社が取り扱うデジタル雑誌数は当事業年度末時点で2,888誌となっております。

上記の施策の結果、当事業年度における取扱高（当社から出版社への定期購読の注文取次高、当社の仕入販売高及び当社が出版社から配送業務や広告PR業務等を受けた請負業務の取扱高の合計）は6,967,987千円（前期比15.3％増）、売上高は2,377,937千円（前期比22.5％増）となりました。利益面につきましては、営業利益313,642千円（前期比54.3％増）、経常利益314,373千円（前期比54.2％増）、当期純利益217,141千円（前期比71.4％増）となりました。

注：当社は単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

（２）設備投資の状況

当事業年度の設備投資は186,087千円で、そのうち176,887千円はソフトウェア開発にかかるものであります。

（３）主な資金調達の状況

当社は平成27年７月７日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場し、121,900千円の資金調達を行いました。

また、当社は、平成27年６月３日及び平成27年６月17日開催の取締役会決議において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出し（貸株人から借入れる当社普通株式26,900株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、平成27年８月５日に65,582千円の資金調達を行いました。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（８）財産及び損益の状況

	第11期	第12期	第13期	第14期
売上高（千円）	1,447,630	804,371	1,941,529	2,377,937
経常利益（千円）	78,218	67,438	203,911	314,373
当期純利益（千円）	71,103	65,499	126,686	217,141
１株当たり当期純利益（円）	47.09	42.69	82.58	138.14
総資産（千円）	1,759,662	1,814,094	2,321,072	2,961,090
純資産（千円）	125,529	191,028	317,715	726,129

（注）１．平成27年３月20日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第11期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
３．第12期は決算期変更により６ヶ月間の決算となっております。

（９）重要な子会社の状況

①　重要な子会社等の状況

名　称	出資比率	主要な事業内容
Fujisan Magazine Service USA,INC.	100%	当社に関わるシステム開発

②　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10)対処すべき課題

当社は雑誌の定期購読サービスの提供を中心に事業を行っております。今後につきましては、既存事業に加え、雑誌の購買状況という、個人の趣味に直結するデータ及び出版社から預かっている雑誌の記事データを活用したＥＣ事業（マガコマース)、メディア事業、広告配信事業等の展開により、新たな収益源を確保することが重要であると認識しております。

当社は、上記内容を踏まえ、以下の点に取り組んで参ります。

①雑誌販売支援事業の収益拡大

当社が取り組む雑誌販売支援事業は、月額課金サービスの充実、定期購読の自動更新サービスの導入等、購読者の利便性を向上させるとともに、出版社への効果的なマーケティング手法の提供、購読者獲得から購読者への配送までを一括でサポートする「Fujisan　VCS（Fujisan Value Chain Support)」サービスの提供により、購読者、出版社双方が雑誌の定期購読に取り組みやすくすることで、定期購読市場の拡大を図って参りました。

特に、スペシャルパートナーと共同で定期購読読者獲得の最適な手法を探る「スペシャルパートナー戦略」を柱に、月額課金サービスの充実、ＷＥＢサイトリニューアル、デジタル雑誌の提供（タダ読み、紙媒体とのバンドル提供等）による定期購読の付加価値向上のための施策を促進することで、雑誌販売事業の収益性の向上を図って参る所存であります。

雑誌市場が7,800億円（公益社団法人全国出版協会調べ）と言われているのに対し、定期購読比率は10%程度であり（一般社団法人日本ＡＢＣ協会資料より当社推定)、いまだ拡大余地が大きい市場であると考えております。そのための当面の課題と致しましては、上記の取り組みを促進することによって雑誌市場の中での定期購読市場の拡大を図ることで、市場の拡大、収益性の向上を図って参る所存であります。

②サービスの拡充

当社は、購読者に当社サービスを継続利用して頂くためには、取扱雑誌数の充実

のほかに、利便性、信頼性の向上が必要であると考えております。そのため、決済手段の多様化、配送速度の向上、配送情報の提供等、顧客の利便性、信頼性を向上させるための施策の導入を図って参ります。また、デジタル雑誌については、購入してから読書を行うまでの一連の操作性の向上や紙媒体では物理的な保管の制限がある蔵書の楽しみを体感できるサービスの提供、具体的には、当社サイトによるサービス提供やデジタル雑誌を閲覧、保管するためのソフトウェアまたはアプリの提供等について、今後も継続的にサービス開発及び改良を行っていく予定です。

また、現在、試験的に一部の出版社と取り組みを開始している雑誌の記事等と連動した商品を当社が運営する「Fujisan.co.jp」上で販売するＥＣ事業（マガコマース）についても、今後、試験販売によって明らかになった課題等について改良を行い、サービスリリースを行う予定です。

当社は、更なる事業拡大を企図して、将来的に、雑誌定期購読者のデータベース及び当社が出版社から預かっている雑誌記事を活用した広告配信事業、メディア事業への展開も順次検討を進めて参る予定であります。

③自社及び運営サイトの認知度向上

当社は新聞、テレビ等のマスメディア向けの広告を実施しておらず、当社が持つＷＥＢマーケティング技術等の有効活用により、利用者の獲得を図って参りました。しかしながら、当社事業の更なる拡大のためには、雑誌の定期購読サービス自体の利便性の認知度向上、当社自体のブランドの確立及び認知度の向上が必要であると考えております。

したがって、費用対効果を検討の上、メディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を強化して参ります。

④システムの安定性の確保

当社の事業は、インターネット上でサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、アクセス数、外部攻撃を想定したサーバー設備の強化、負荷分散等が重要となります。

したがって、今後も継続的に設備投資を行いシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

⑤情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑥社内体制の整備について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる専門的知識を有した優秀な人材の採用と教育及び組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、労働条件の改善等による魅力ある職場作りの推進を中長期的視点で進めていくことで優秀な人材を確保するとともに、人材育成のために教育・研修制度を充実させること等によって、バランスの取れた組織体制の整備・強化を図る方針であります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理体制の強化を図って参ります。

(11) 主要な事業内容

当社の事業である雑誌販売支援事業の内容は以下のとおりです。

① ＷＥＢ販売：個人・法人全てのお客様に、日本初の雑誌・定期購読専門サイト「Fujisan.co.jp」を通じて、様々な雑誌のワンストップショッピングを提供

② 出版社向けサービス：出版社の皆様に対して、定期購読誌を中心とした雑誌の販売支援から、梱包・配送、顧客管理、定期購読誌のデジタル化支援まで、様々な定期購読業務のサポートを提供

(12) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都渋谷区南平台町16－11アライブ南平台ビル８階

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名	0名	38.32歳	6年0ヶ月

(注) 上記の従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(14) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　6,136,760株

(2) 発行済株式の総数　1,627,790株

(3) 株主数　949名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
カルチュア・エンタテインメント株式会社	427,220株	26.24%
西野伸一郎	403,000株	24.75%
トランス・コスモス株式会社	218,500株	13.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	82,600株	5.07%
Fujisan.com,Inc.	50,000株	3.07%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	35,900株	2.20%
合同会社581Wilcox Ave.	25,700株	1.57%
株式会社SBI証券	23,600株	1.44%
神谷アントニオ	19,800株	1.21%
高野剛	14,500株	0.89%

（注）自己株式は所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①平成27年３月20日付で１株に対し10株の割合で株式分割を行ったことにより発行済株式の総数が1,380,771株増加しております。

②平成27年７月６日を払込期日とする東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴う公募による新株式発行により、発行済株式の総数が50,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ60,950千円増加しております。

③平成27年８月５日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が26,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ32,791千円増加しております。

④当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が16,700株資本金及び資本準備金がそれぞれ1,895千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第９回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第11回の２新株予約権
発行決議日	平成24年９月28日	平成25年９月30日	平成26年３月28日	平成26年３月28日
区分	取締役	取締役（注）	取締役	取締役、監査役
保有者数	１名	１名	３名	取締役３名 監査役１名
目的となる株式の数（株）	1,500	3,000	75,500	84,700
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時１株当たりの行使価格（円）	500	500	500	500
権利行使期間	平成26年10月１日 ～平成34年９月30日	平成27年12月27日 ～平成35年９月30日	平成28年３月29日 ～平成36年３月28日	平成28年８月16日 ～平成36年３月28日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiyaConsulting,Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 ③新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。			

（注）取締役に付与されている第10回新株予約権については、使用人として付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第12回新株予約権
発行決議日	平成27年３月20日
区分	当社使用人
交付者数	３名
目的となる株式の数(株)	300
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時１株当たりの行使価格(円)	1,100
権利行使期間	平成29年３月21日 ～平成37年３月20日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiyaConsulting,Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 ③新株予約権の譲渡及び質入れはこれを認めないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地　位	氏　　名	地位及び担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西野　伸一郎	マーケティンググループ長 合同会社581Wilcox　Ave.代表社員 株式会社ネコ・パブリッシング社外取締役
取締役	神谷　アントニオ	システムグループ長（ＣＴＯ） Fujisan Magazine Service USA,INC.代表取締役
取締役	相内　遍理	セールスグループ長 Fujisan.com,Inc.代表取締役社長
取締役	佐藤　鉄平	経営管理グループ長（ＣＦＯ）
取締役（非常勤）	西川　潔	㈱ネットエイジ 代表取締役社長
取締役（非常勤）	高橋　誉則	株式会社TSUTAYA常務取締役 株式会社MPD取締役副社長 株式会社TSUTAYA STORES取締役 株式会社ネコ・パブリッシング取締役 株式会社CCCメディアハウス取締役
常勤監査役	中村　義夫	
監査役（非常勤）	遠山　孝之	株式会社CCCメディアハウス取締役管理局長 株式会社TSUTAYA事業支援部経営支援ユニット長 株式会社美術出版社取締役 株式会社ネコ・パブリッシング社外監査役
監査役（非常勤）	藤澤　陽三	ユナイテッド株式会社代表取締役社長ＣＯＯ

注１．西川潔氏、高橋誉則氏は社外取締役であります。
注２．監査役 中村義夫氏、遠山孝之氏、藤澤陽三氏は社外監査役であります。
注３．社外取締役秋元一利氏、監査役西川潔氏は平成27年３月20日にて任期満了により退任いたしました。
注４．取締役高橋誉則氏、監査役遠山孝之氏の兼務先はいずれもカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループを構成する会社であります。
注５．監査役中村義夫氏は、株式会社内田洋行において長年に渡り経理実務に携わっており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　数	報酬等の額
取 締 役（うち社外取締役）	７名（３名）	59,270千円　　(270千円)
監 査 役（うち社外監査役）	４名（３名）	2,490千円　(2,400千円)
計	11名（６名）	61,760千円　(2,670千円)

注１．取締役の報酬限度額は平成26年３月28日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。
注２．当事業年度末現在の人員は取締役６名（うち社外取締役２名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役西川潔は株式会社ネットエイジの代表取締役であります。
当社と兼職先との間に取引その他の特別な関係はありません。

・社外取締役高橋誉則は株式会社TSUTAYA、株式会社MPD、株式会社TSUTAYA STORES、株式会社ネコ・パブリッシング、株式会社CCCメディアハウスの取締役であり、当社と株式会社ネコ・パブリッシング、株式会社CCCメディアハウス、株式会社TSUTAYA及び株式会社TSUTAYAの親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下、「CCCグループという」）との間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。それ以外に同氏と当社の間に特別な利害関係はありません。

・社外監査役藤澤陽三はユナイテッド株式会社の代表取締役に就任しておりますが、当社は同社と営業取引を行っておりません。

・社外監査役遠山孝之は株式会社CCCメディアハウス、株式会社美術出版社の取締役、株式会社ネコ・パブリッシングの社外監査役、株式会社TSUTAYAの使用人を兼務しており、当社は株式会社CCCメディアハウス、株式会社美術出版社、株式会社ネコ・パブリッシング、株式会社TSUTAYA及びCCCグループとの間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動内容
社外取締役	西川　潔	13回中11回	―	インターネットベンチャー企業におけるインキュベーターとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外取締役	高橋　誉則	16回中16回	―	書店の経営経験及び出版社の経営経験に基づき、適宜発言を行っております。

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動内容
社外監査役	中村　義夫	16回中16回	16回中16回	長年における上場企業における経理実務の経験及び管理部門のマネジメントとしての経験に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	遠山　孝之	13回中13回	13回中13回	出版社、書店における監査役としての経験及び出版社における管理部門を担当する取締役としての知見に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	藤澤　陽三	16回中13回	16回中13回	上場企業の経営者としての豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。

注　取締役西川潔、監査役遠山孝之は平成27年３月20日開催の第13回定時株主総会にて選任されており、出席回数は就任後に開催された取締役会又は監査役会への出席回数となります。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償金額の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社あるいは当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	12,500千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターに係る「監査人から引受幹事会社への書簡」の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会計監査人である東陽監査法人との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、24,000千円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

（１）業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（平成27年12月14日取締役会決議）

当社は会社法第362条第４項第６号に基づき、平成26年２月19日、平成27年12月14日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

① 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会規程などに定められた行動規範・職務権限等に基づき、適切に職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを会計監査人等と連携・協力の上、監視し検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規定に基づき、文書等に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、常時これらの文書等を閲覧・謄写できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループの企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から社内規程類の整備を行う。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画及び各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し実行する。

当社は、定例取締役会を月１回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。

取締役は、取締役会規程の職務権限・意思決定に関する規定に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款順守の体制の確立に努める。

⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会において協議し、承認するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。また、業務遂行が法令または定款

に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じ、必要人数の使用人を配置する。また、当該監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保する為、監査役補助使用人の異動・人事考課等は予め監査役と事前協議し、同意を得るものとする。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑧　当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。また、監査役から事業の報告を求められた場合には迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生じる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は監査役及び監査役会が、監査法人、内部監査人と連携を保ちつつ効果的かつ効率的に監査を実施できるような環境を整備する。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。また、内部監査を担当する部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。また、経営管理グループに不当要求防止責任者を設置しており、不当要求等が生じた場合には、経営管理グループを窓口として、速やかに所轄警察署、顧問弁護士等と連携して適切な措置を講じる。

⑬　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

１．取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って活動するように徹底しております。なお、当該事業年度では取締役会を16回開催しております。

２．監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査を担当する部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

３．内部監査の実施

内部監査を担当する部門が内部監査に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

４．財務報告に係る内部統制

内部統制報告書作成に併せて内部統制評価を実施しております。

（２）会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（３）剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は未だ成長過程にあり、内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の充実を図り、市場獲得、収益力強化、事業基盤の整備のための投資に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。そこで、当面は、内部留保の充実に努める方針でありますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
【流動資産】	**2,632,521**	**【流動負債】**	**2,234,961**
現金及び預金	1,266,564	買掛金	31,068
売掛金	52,461	未払金	1,067,782
有価証券	300,000	未払費用	19,723
商品	25,684	未払法人税等	79,246
前渡金	1,936	未払消費税等	39,804
未収入金	964,000	預り金	996,620
前払費用	17,460	その他	715
繰延税金資産	7,801		
その他	3,593		
貸倒引当金	△6,981	**負債の部合計**	**2,234,961**
【固定資産】	**328,568**	**純資産の部**	
【有形固定資産】	**9,514**	**【株主資本】**	**726,129**
建物	561	**【資本金】**	**258,008**
工具器具備品	8,953	**【資本剰余金】**	**243,008**
【無形固定資産】	**278,923**	資本準備金	243,008
ソフトウェア	278,923	**【利益剰余金】**	**225,111**
【投資その他の資産】	**40,131**	その他利益剰余金	225,111
関係会社株式	1,200	繰越利益剰余金	225,111
敷金保証金	20,485		
繰延税金資産	18,445	**純資産の部合計**	**726,129**
資産の部合計	**2,961,090**	**負債及び純資産の部合計**	**2,961,090**

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位 ： 千円）

科　目	金　額	
【売上高】		2,377,937
【売上原価】		1,085,998
売上総利益		1,291,938
【販売費及び一般管理費】		978,296
営業利益		313,642
【営業外収益】		
受取利息	212	
有価証券利息	531	
その他	18	763
【営業外費用】		
その他	32	32
経常利益		314,373
税引前当期純利益		314,373
法人税、住民税及び事業税	113,669	
法人税等調整額	△16,437	97,231
当期純利益		217,141

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	162,372	147,372	147,372	7,970	7,970	317,715	317,715
当期変動額							
新株の発行	95,636	95,636	95,636			191,272	191,272
当期純利益				217,141	217,141	217,141	217,141
当期変動額合計	95,636	95,636	95,636	217,141	217,141	408,414	408,414
当期末残高	258,008	243,008	243,008	225,111	225,111	726,129	726,129

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年から15年
工具器具備品	４年から６年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　30,253千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用　58,663千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	153,419	1,474,371	―	1,627,790

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加　1,380,771株

公募増資による新株の発行による増加　50,000株

オーバーアロットメントによる当社株式の売出に関する第三者割当による新株の発行による増加　26,900株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　16,700株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　32,130株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

減価償却超過額	43,919千円
一括償却資産償却超過額	230　〃
貸倒引当金	1,846　〃
未払事業税	5,719　〃
商品評価損	236　〃
小計	51,951千円
評価性引当額	△25,704千円
合計	26,247千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取り組み方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券はその他有価証券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、預り金並びに未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが３ヶ月以内に決済及び納付期限が到来するものであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、取引先や顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、「ＣＳ　クレーム＆督促管理マニュアル」に従い、個別に把握し対応を行う体制としております。

その他有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、信用リスクが僅少である短期的な資金運用を目的として保有しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経営管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを軽減しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,266,564	1,266,564	―
(2) 売掛金	52,461	52,461	―
(3) 未収入金	964,000		―
貸倒引当金　※	△2,663		
	961,336	961,336	―
(4) 有価証券			
その他有価証券	300,000	300,000	―
資産計	2,580,363	2,580,363	―
(1) 買掛金	31,068	31,068	―
(2) 未払金	1,067,782	1,067,782	―
(3) 預り金	996,620	996,620	―
(4) 未払法人税等	79,246	79,246	―
(5) 未払消費税等	39,804	39,804	―
負債計	2,214,522	2,214,522	―

※未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金（２）売掛金（３）未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）有価証券

合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）買掛金（2）未払金（3）預り金（4）未払法人税等（5）未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成27年12月31日
関係会社株式	1,200
敷金保証金	20,485

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,266,564	—	—	—
売掛金	52,461	—	—	—
未収入金	964,000	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	300,000	—	—	—
合計	2,583,026	—	—	—

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　446円08銭

２．１株当たり当期純利益　　138円14銭

（注）当社は平成27年３月20日付で普通株式１株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割を行われたと仮定して算定しております。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月22日

株式会社　富士山マガジンサービス

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　金野　栄太郎　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　太田　裕士　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富士山マガジンサービスの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年３月４日

株式会社富士山マガジンサービス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　中村　義夫　㊞

社外監査役　遠山　孝之　㊞

社外監査役　藤澤　陽三　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

議　案　監査役１名選任の件

監査役藤澤陽三氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、深町周輔氏は藤澤陽三氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りとなります。

氏　　名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
深町　周輔（ふかまちしゅうすけ） （昭和51年１月23日）	平成16年10月　弁護士登録 平成23年１月　フォーサイト総合法律事務所参画 平成25年１月　同所パートナー（現任） 平成25年12月　株式会社バンク・オブ・イノベーション社外監査役（現任） 平成27年７月　株式会社シルバーライフ社外監査役（現任）	－

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．候補者の兼職先と当社との間には取引関係はありません。
３．「所有する当社の株式の数」については、平成27年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
４．深町周輔氏は、社外監査役候補者であります。
５．深町周輔氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りであります。
同氏は弁護士として豊富な経験と当社ビジネスに密接にかかわる会社法、景品表示法等の法律を中心に幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任と判断しております。
６．当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償金額の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。
深町周輔氏が選任された場合は、同氏と上記責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。
７．深町周輔氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認された場合は、同氏は独立役員となる予定であります。

以　上

株主総会会場　ご案内図

会　場：　セルリアンタワー東急ホテル
ボールルーム「昴」
東京都渋谷区桜丘町26番１号

※お越しの際は極力公共交通機関をご利用ください。恐れながら、会場には当総会用の駐車場のご用意はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。



（交通）JR渋谷駅西口より歩道橋を渡り国道246号沿い　徒歩5分。